

地球環境研究論文集編集小委員会規則

平成 26 年 1 月 24 日 制 定

(目的)

第 1 条 地球環境研究論文集編集小委員会（以下「小委員会」という）は、地球環境研究論文集（以下「論文集」という）と地球環境シンポジウム講演集（以下「講演集」という）の編集ならびにそれに関連する業務を遂行することを目的とする。

(活動)

第 2 条 小委員会は、次の活動を行う。

- (1) 論文集、講演集への原稿の投稿募集
- (2) 論文集に投稿された原稿の担当編集者の選定
- (3) 論文集、講演集に投稿された原稿の審査
- (4) 論文集、講演集の編集および発行

(構成)

第 3 条 小委員会は、小委員長、幹事長、委員により構成される。なお、必要に応じて小委員会内に幹事を設けることができる。

2 委員会の定数は原則として 20 名程度とする。

3 役職者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は小委員会を代表し、小委員会の活動を総括するとともに編集会議を運営する。
- (2) 幹事長は小委員長を補佐する。また、編集会議を運営する。
- (3) 幹事は編集会議の運営を補佐する。

(小委員長・委員等の選出方法と任期)

第 4 条 小委員長・委員・幹事長・幹事の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、前小委員長が前小委員会に諮って地球環境委員会委員、幹事の中からその候補を選び、地球環境委員会委員長が任命する。
- (2) 幹事長は、地球環境委員会委員、幹事の中から候補を選び、小委員長が任命する。
- (3) 委員・幹事は、小委員長が任命する。ただし、委員と幹事の資格は地球環境委員会委員および幹事に限定されない。

2 小委員長・委員・幹事長・幹事の任期は次のとおりとする。

- (1) 小委員長の任期は 2 年間とする。
- (2) 委員・幹事長・幹事の任期は 2 年を原則とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 編集会議は、小委員長が招集し、年3回程度開催する。なお、必要に応じ随時開催することができる。

2 編集会議では次の業務を行う。

- (1) 論文集ならびに講演集の全体に関わる問題の審議
- (2) その他必要な事項の協議、決定およびその運用
- (3) 論文集に投稿された原稿の編集担当者の決定。編集担当者は、原則として小委員会メンバーから選出する。
- (4) 原稿審査および掲載可否の決定を含む、論文集ならびに講演集の編集。なお、原稿審査ならびに搭載可否の選定は、地球環境研究論文集査読要領(案)に基づいて行うものとする。
- (5) 地球環境委員会への提案、ならびに、地球環境委員会よりの案件の審議

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、編集会議が立案し、地球環境委員会において行う